

## ご寄附に感謝

(順不同、敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。)

- 余市町社会福祉事業費の一部として
  - ・安本 翠 (余市町)  
(故 安本 幹雄殿追善供養として)  
一金 100,000円
- 社会教育施設の新型コロナウイルス感染症対策として
  - ・有限会社 後志教材事務機販売  
新型コロナウイルス抗原検査キット 70個



## 成年年齢が18歳に引き下げられます

民法の改正により令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

成年に達すると、自らの意思で契約ができたり、進路を決定できるようになります。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権を行使できますが、成年になり結んだ契約は未成年者取消権を行使できなくなります。被害に遭わないためには、契約に関する知識を身につけ冷静に対処することが重要です。消費者トラブルなどに巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合には消費者相談窓口や次のサイトを利用してください。

### 【小樽・北しりべし消費者センター】

☎ 0134-23-7851

受付時間 毎週月曜日～金曜日  
(祝日・年末年始を除く)  
午前9時～午後5時

### 【18歳から大人～若年消費者のための特設ページ(北海道)】

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎ 21-2120

## よいちの人口

### 令和4年2月28日現在

人口	17,827人 (-39)	●異動の内訳●	
男性	8,339人 (-16)	転入	23人
女性	9,488人 (-23)	転出	35人
世帯数	9,639世帯 (-22)	出生	6人
※カッコ( )内の数字は前月比		死亡	34人

令和2年国勢調査(確定値)

人口 18,000人 世帯数 8,283世帯

## 【税務課からのお知らせ】



### 未納の町税はありませんか？

町では納期限を過ぎても納付の確認がとれない方には督促状や催告書を送付するなど、自主的な納付をお願いしていますが、それでも納付や相談がない方については、**財産の調査や差押え等を行っています。**

勤務先に調査がきた…



未納町税のある方の収入や財産に関する調査のひとつとして、**法律に基づき、勤務先に給与等の調査を行う場合があります。**

いきなり財産が差押えられた…



未納町税のある方に対して、まず、督促状や催告書を必ず送付しております。それでも、**納付や相談がない方については、財産の差押えを行う場合があります。**これは法律に基づく行為であり、本人の同意は必要ありません。納付が困難な方は、個々の実情に応じた納税相談を受けていますので、未納を放置せず、**税務課納税グループまでご連絡ください。**



**令和4年5月から令和4年度分の納税通知書が発付されます。**税の公平性を保つためにも、納期内の納付をお願いいたします。

### 納税通知書の発付月

- 5月：軽自動車税種別割  
固定資産税・都市計画税
- 6月：町道民税
- 7月：国民健康保険税

問合せ 税務課 納税グループ ☎ 21-2116